

議案第 1 4 号

狭山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項の表右欄中「第 1 項各号」を「前項各号」に、「第 1 項第 1 号」を「前項第 1 号」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地域包括支援センターの職員の員数に係る規定について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。